第百五十七条の二中「、第百二十九条の五」を「第百二十九条の五」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加える。

第百五十七条の三中「、次の各号の一に該当するとき」を「次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者」に改める。

第百五十七条の六中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第百五十七条の七とする。

第百五十七条の五中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第五号中「第百三十二条の二第十号」を「第百三十二条の二第十項第十号」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第百三十二条の二第九号」を「第百三十二条の二第一項第九号」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第百三十二条の二第四号」を「第百三十二条の二第一項第四号」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第百三十二条の二第二号」を「第百三十二条の二第一項第二号」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第百三十二条」を「第百三十二条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第百三十一条の七第二項の規定に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

二　第百三十一条の十一（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

第百五十七条の五を第百五十七条の六とする。

第百五十七条の四の前の見出しを削り、同条中「第百三十二条の二第一号」を「第百三十二条の二第一項第一号」に改め、同条を第百五十七条の五とする。

第百五十七条の三の次に次の見出し及び一条を加える。

（無人航空機の飛行等に関する罪）

**第百五十七条の四**　第百三十一条の四の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百五十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改める。

第百五十九条第二号中「第百五十七条の三」を「第百五十七条の四」に、「第百五十七条の五」を「第百五十七条の六」に改める。

第百六十一条に次の二号を加える。

四　第百三十一条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第百三十一条の十三第一項の規定による申請をしなかつた者

（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正）

**第二条**　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「防衛関係施設」の下に「、空港」を加え、「及び我が国」を「、我が国」に改め、「基盤」の下に「並びに国民生活及び経済活動の基盤」を加える。

第二条第一項第四号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第七条第一項の規定により対象空港として指定された施設

第二条第二項中「いう」を「いい、前項第五号に掲げる対象施設については第八条第二項の規定により指定された地域をいう」に改める。

第三条第三項中「第十条第三項」を「第十一条第三項及び第五項」に改める。

第十二条第一項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第十一条第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第四項中「国又は」を「国」に、「は、第二項（前項」を「又は対象空港管理者は、第二項（第三項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　対象空港管理者は、前条第一項又は第三項本文の規定に違反して飛行する小型無人機又は特定航空用機器の有無及びその所在を把握するために必要な巡視その他の措置を国土交通大臣が警察庁長官に協議して定めるところによりとるとともに、これらの規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該対象施設における滑走路の閉鎖その他の当該対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。

5　第一項及び第二項の規定は、対象空港管理者の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行（当該対象空港管理者が管理する対象施設及びその指定敷地等の上空において行われる小型無人機の飛行に限る。）が」と、「場合には」とあるのは「場合には、国土交通省令で定めるところにより」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設及びその指定敷地等」と、「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、「措置」とあるのは「ものとして国土交通省令で定める措置」と、「命ずる」とあるのは「自ら命じ、又は国土交通省令で定めるところにより指定した職員若しくは国土交通省令で定めるところにより委任した者に命じさせる」と、同項及び第二項中「できる」とあるのは「できる。ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該対象空港管理者又はその指定した職員若しくは委任した者の職務の執行にあっては、警察官（海域及びその上空における当該対象空港管理者又はその指定した職員若しくは委任した者の職務の執行にあっては、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合において、国土交通大臣が警察庁長官（海域及びその上空における当該対象空港管理者又はその指定した職員若しくは委任した者の職務の執行にあっては、警察庁長官及び海上保安庁長官）に協議して定めるところにより、行うときに限る」と、同項中「命ずる」とあるのは「命じ、若しくは命じさせる」と、「対象施設」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、当該対象施設」と、「当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとる」とあるのは「その他の必要な措置を自らとり、又は同項の指定した職員若しくは同項の委任した者にとらせる」と読み替えるものとする。

6　前項において準用する第一項又は第二項の職務を執行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならない。

第十条を第十一条とする。

第九条第二項中「第二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三項中「第二号」の下に「及び第四号」を加え、同項第三号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二条第一項第四号に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域　当該対象施設の管理者（以下「対象空港管理者」という。）

第九条を第十条とする。

第八条中「第六条第一項」の下に「、第七条第一項」を加え、同条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（対象空港の指定等）

**第七条**　国土交通大臣は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができる。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとする。

2　国土交通大臣は、前項の規定により対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象空港に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。